

水力発電導入促進支援事業費補助金（事業性評価支援事業）に係る F A Q

[目次]

○①PFI 要件事業	1
○②自治体連携事業	5
補助対象事業	5
人件費	8
○③民間事業者等単独事業	9
補助対象事業	9
人件費	11
○①PFI 要件事業、②自治体連携事業、③民間事業者等単独事業 共通	12
申請方法	12
事業要件	13
補助対象経費	16
補助金交付申請書及び添付書類	17
見積・契約・発注	19
実績報告書、事業性評価報告書	20

① PFI 要件事業

No.	Q	A
1	1つの申請で複数地点の申請は可能か？またその時の補助上限額はどうか？	1つの申請で複数地点の申請は可能です。補助金の上限額は、1地点当たり2,000万円となります。
2	公募の結果、発電所の整備・運営に係る事業者が決定しなかった場合、発電所の整備・運営に係る事業者が決定するまで、公募をずっと続けなければならないのか？	原則、発電所の整備・運営に係る事業者を決定して頂きます。 少なくとも、初年度含めて3カ年は公募を実施して下さい。その間、各年度末に公募の実施状況を財団に報告して頂きます。

3	発電所の整備・運営に係る事業者の公募まで複数年にわたるが認められるのか？	年度毎に定められる複数年度事業における最大の事業期間は認められます。申請年度の公募要領を確認して下さい。 ただし、複数年度事業の場合、補助金額が0円という年度がある申請は認められないため、注意してください。
4	水力発電の有望地点の調査・設計は、同一河川において2地点以上を実施しても良いか？	それぞれが別の地点（発電所）であれば、同一河川において2地点以上を実施しても結構です。 ただし、取水地点と放水地点間に重複がある場合は認められません。
5	補助率の「定額」とはどのようなことか？	定額とは、交付決定で認められた補助対象経費の額が補助金の額となります。 ただし、別途上限額が設けられていますので、詳しくは公募要領をご参照ください。 また、実際に支払われる補助金額は、補助対象経費の実支出額と交付決定された補助金の額とのいずれか低い額になります。
6	補助事業を実施した結果、全ての地点で事業性がないと判断され、結果として公募は実施しないこととした場合に、どうなるのか？	本補助事業では、公募（採択まで）を実施することが要件になっているため、公募を実施いただく必要があります。 もし公募を実施しない場合は、補助事業は中止となり、全ての補助金を返還いただくことになります。
7	発電所の整備・運営に係る事業者の公募の際に、条件を付けていいか？	公募に条件を付けることは可とします。 ただし、事業者が一意に決定するような条件付けは不可とします。 なお、条件の内容については、事前に財団にご相談ください。
8	調査業務、基本設計、公募要領作成等の業務を請け負った業者が、公募に参加することは可能か？	地方自治体の規定等に従って適切に公募が実施される必要があります。
9	公募の結果、発電所の整備・運営に係る事業者が決定したが、その後に決定した事業者が辞退（発電所を建設・運営する権利を返上）した場合は、どうなるか？	まずは財団にその旨を報告頂き、第2項に示す、「公募の結果、発電所の整備・運営に係る事業者が決定しなかった場合」と同様に、原則、発電所の整備・運営に係る事業者を決定して頂く必要があります。 その場合、少なくとも過去に実施した公募を含めて3ヵ年は公募を実施いただき、各年度末に公募の実施状況を財団へ報告して頂きます。

10	今年度は地質調査、来年度は基本設計を実施する予定です。そのため、今年度の1年を事業期間と設定し、地質調査のみを補助対象とし申請を考えているが認められるか？	ポテンシャル調査、事業性評価を行う上で必要不可欠なものと認められれば、申請要件を満たしております。 ただし、申請時に事業の全体計画を年度別に示して頂くことが条件となります。
11	過去に、別の事業者が、この補助事業と関連する補助事業で事業性評価を行った地点において、再度、事業性評価を検討しているが、このような事業も申請できるか？	他の事業者が関連する補助事業で事業性評価を行った地点の場合は、今回、調査する必要性を説明する資料を提出いただきます。
12	関連する補助事業で事業性評価を過去に実施した地点について、同一事業者が、事業性評価に必要であり、まだ実施していない調査及び設計を行う場合は、補助事業として実施可能とあるが、流量調査、地質調査、地形測量などで場所を変えて実施することは可能か？（例えば、地質調査でボーリング調査の位置を変えて実施する場合）	同一事業者が、関連する補助事業で同一の地点で同一の調査項目を調査済みの場合は、今回の調査の必要性を説明する資料を提出いただきます。
13	申請した年度内に、流量調査が完了しない計画の事業申請は認められるか？（流量調査は事業完了後に継続して実施する予定）	流量調査が完了しない事業でも認められます。ただし次の点を考慮下さい。 ① 補助対象期間内に実施する流量調査の内容（実施期間等）を明確にし、それを完了させる必要があります。 ② 流量調査は途中であっても事業性評価は実施する必要があります。
14	流況や発電概要が不明であっても申請は可能か？	事業性評価調査を実施する場合は、事業性の有無を判断する必要があるため、近傍の測水所のデータを利用するなどして、水力発電の基本的概要の見通しが事前につけてあることが必要です。 ポテンシャル調査においては、流況や発電概要が不明で合っても申請は可能ですが、事前調査・検討を実施している場合にはその内容を申請書に記載の上、提出してください。

15	申請書の添付資料として、補助対象とする調査の調査許可の見通しに関する資料の添付は必要か？	必要ありません。 補助対象とする調査等を進める上で必要な許可、関係者の同意等は、申請者の責任で許可・同意等を得て調査を進めて頂ければ結構です。 ただし、中間検査時および確定検査時に、調査許可が取れていたことを確認させていただくことがあります。 ただし、事前に確認が取れており、資料を提出いただければ審査において加味されます。
16	補助対象とする調査を進める上で必要な調査許可を取得したことについて、事業開始までに財団に報告する必要があるのか？	必要ありません。 ただし、中間検査時および確定検査時に、調査許可が取れていたことを確認させていただくことがあります。

② 自治体連携事業

<補助対象事業>

No.	Q	A
1	事業期間が複数年度にわたるが認められるのか？	年度毎に定められる、複数年度事業の最大事業期間にわたる調査事業については認められます。申請年度の公募要領を確認して下さい。
2	1事業者による複数地点の複数申請が可能か？	可能です。
3	2箇所の水力発電所建設計画があるが、2箇所の計画をまとめて一つの交付申請書で作成して申請していいか？	原則として発電所毎に申請してください。 ただし、複数地点のポテンシャル調査を除く。
4	申請する地点数に上限はあるのか。	地点数の上限はございません。ただし金額は1地点につき2,000万円が上限となっております。
5	複数地点の申請をする場合、複数地点分の調査業務をまとめて発注していいか？	交付決定案件ごとに発注するのではなく、複数地点分の調査業務をまとめて発注することは、経費節減の意味から実施いただいて結構です。 なお、見積依頼から見積先決定、契約にいたるまで、全てまとめた形で実施していただき、必ず、申請者の規程、基準等に基づき相見積・競争入札を実施してください。 また、必ず、地点毎の見積内訳が明確に判る見積書を入手して下さい。
6	今年度は地質調査、来年度は基本設計を実施する予定です。そのため、今年度の1年を事業期間と設定し、地質調査のみを補助対象とし申請を考えているが認められるか？	ポテンシャル調査、事業性評価を行う上で必要不可欠なものと認められれば、申請要件を満たしております。 ただし、申請時に事業の全体計画を年度別に示して頂くことが条件となります。
7	過去に、別の事業者が、この補助事業と関連する補助事業で事業性評価を行った地点において、再度、事業性評価を検討しているが、このような事業も申請できるか？	他の事業者が関連する補助事業で事業性評価を行った地点の場合は、今回、調査する必要性を説明する資料を提出いただきます。

8	関連する補助事業で事業性評価を過去に実施した地点について、同一事業者が、事業性評価に必要であり、まだ実施していない調査及び設計を行う場合は、補助事業として実施可能とあるが、流量調査、地質調査、地形測量などで場所を変えて実施することは可能か？（例えば、地質調査でボーリング調査の位置を変えて実施する場合）	同一事業者が、関連する補助事業で同一の地点で同一の調査項目を調査済みの場合は、今回の調査の必要性を説明する資料を提出いただきます。
9	申請した年度内に、流量調査が完了しない計画の事業申請は認められるか？（流量調査は事業完了後に継続して実施する予定）	流量調査が完了しない事業でも認められます。ただし次の点を考慮下さい。 ① 補助対象期間内に実施する流量調査の内容（実施期間等）を明確にし、それを完了させる必要があります。 ② 流量調査は途中であっても事業性評価は実施する必要があります。
10	① 計画として2つの地点があるが、2つの地点の比較として調査を実施することは可能か？ ② 1地点において、2つの案（例えば鉄管ルートが複数案あるような場合）がある場合の比較検討する調査は認められるか？	複数の地点や案を比較する場合は、それぞれの地点や案について調査を行う事業計画を立てた上で、比較検討することは認められます。
11	申請者は、「地方公共団体及び地方公共団体と連携する民間事業者等」と記載されているが、民間事業者の場合、申請者を含めたSPC等の別の団体を設立する具体的計画がある場合、申請者は申請可能か？	次の事項を満たす場合、申請可能です。 ① 申請者がそのSPC等の別の団体の主たる構成メンバーであること。 ② 申請時にその旨を確約する書面を提出すること。
12	本補助事業の対象は、「地方公共団体及び地方公共団体と連携する民間事業者等」となっているが、「地方公共団体と連携する民間事業者」とはどのような民間事業者である必要があるか？	・地方公共団体が、地域・社会課題の解決のために民間事業者と連携してプロジェクトを実施している場合、そのプロジェクトのパートナーとしての連携協定を締結している、指定管理者の指定を受けている、などの連携を実施している民間事業者となります。 ・この場合、地方公共団体との連携を実施していることが確認できる資料を提出いただく必要があります。
13	自治体と民間事業者の連携協定には、再生可能エネルギーに関する文言が含まれている必要があるか。例えば、地方創生や地域活性化などの包括的な連携は認められないのか。	・再生可能エネルギーに関する連携以外にも、地方創生や地域活性化に資する包括的な連携協定は対象となり得ます。

14	連携協定については、覚書のようなものでもよろしいでしょうか。また、自治体側の締結者は首長である必要はあるでしょうか。	・覚書でもかまいません。覚書の場合は、包括的な連携協定に基づいているとなおよいです。 ・自治体の締結者は必ずしも首長である必要はございません。
15	流況や発電概要が不明であっても申請は可能か？	事業性評価調査を実施する場合は、事業性の有無を判断する必要があるため、近傍の測水所のデータを利用するなどして、水力発電の基本的概要の見通しが事前につけてあることが必要です。 ポテンシャル調査においては、流況や発電概要が不明であっても申請は可能ですが、事前調査・検討を実施している場合にはその内容を申請書に記載の上、提出してください。
16	申請書の添付資料として、補助対象とする調査の調査許可の見通しに関する資料の添付は必要か？	必要ありません。 補助対象とする調査等を進める上で必要な許可、関係者の同意等は、申請者の責任で許可・同意等を得て調査を進めて頂ければ結構です。 また、申請者が、地方公共団体と連携する民間事業者等の場合は、必要な許認可・関係者の同意等については、連携先の地方公共団体の指導に従って下さい。 ただし、中間検査時および確定検査時に、調査許可が取れていたことを確認させていただくことがあります。
17	補助対象とする調査を進める上で必要な調査許可を取得したことについて、事業開始までに財団に報告する必要があるのか？	必要ありません。 ただし、中間検査時および確定検査時に、調査許可が取れていたことを確認させていただくことがあります。
18	公募要領「3-2 審査項目」の「採択しない事例」に記載の、「事業計画に不明確や不確定な要素がある場合」とは具体的にどのような場合か？	例えば、次のような場合です。 ・調査許可等の関係先、関係者わかっていない場合 ・事業スケジュールが明確になっていない ・調査内容が明確になっていない など

19	事業性評価結果の公開はどのように実施すればよいか？	・ 地方公共団体様（申請者が民間事業者の場合は連携元の地方公共団体様）にて何らかの形で公開として下さい。（例えば、地方公共団体様のホームページで公開する、或いは求めに応じて閲覧可能とする、等） ・ 公開ができない事情がある場合は、その理由を合わせて財団へ申し出ていただく必要がありますが、公開ができないと認められるのは、既に開発事業者が決定しており、地点など開発の妨げとなる場合等に限られます。
----	---------------------------	--

＜人件費＞（地方公共団体と連携する民間事業者のみ）

No.	Q	A
1	業務日誌の管理責任者の印鑑は誰が押印するか？	日常、業務内容と従事時間を確認できる責任者が押印してください。
2	タイムカードは無いが問題はないのか？	会社で定めている出勤簿等を用意ください。
3	本事業に専従しているので、タイムカードがあれば業務日誌を作成しなくても良いのではないのか？	タイムカード（出勤簿等）とは別に、必ず具体的な業務内容を記載した業務日誌を作成してください。

③ 民間事業者等単独事業

<補助対象事業>

No.	Q	A
1	事業期間が複数年度にわたるが認められるのか？	年度毎に定められる、複数年度事業の最大事業期間にわたる調査事業については認められます。申請年度の公募要領を確認して下さい。
2	1事業者による複数地点の複数申請が可能か？	可能です。ただし、応募件数が多い場合は、調整させていただくことがあります。
3	2箇所の水力発電所建設計画があるが、2箇所の計画をまとめて一つの交付申請書で作成して申請していいか？	発電所毎に申請してください。
4	複数地点の申請をする場合、複数地点分の調査業務をまとめて発注していいか？	交付決定案件ごとに発注するのではなく、複数地点分の調査業務をまとめて発注することは、経費節減の意味から実施いただいて結構です。 なお、見積依頼から見積先決定、契約にいたるまで、全てまとめた形で実施していただき、必ず、申請者の規程、基準等に基づき相見積・競争入札を実施してください。 また、必ず、地点毎の見積内訳が明確に判る見積書を入手して下さい。
5	今年度は地質調査、来年度は基本設計を実施する予定です。そのため、今年度の1年を事業期間と設定し、地質調査のみを補助対象とし申請を考えているが認められるか？	ポテンシャル調査、事業性評価を行う上で必要不可欠なものと認められれば、申請要件を満たしております。 ただし、申請時に、事業の全体計画を年度別に示して頂くことが条件となります。
6	過去に、別の事業者が、この補助事業と関連する補助事業で事業性評価を行った地点において、再度、事業性評価を検討しているが、このような事業も申請できるか？	他の事業者が関連する補助事業で事業性評価を行った地点の場合は、今回、調査する必要性を説明する資料を提出いただきます。
7	関連する補助事業で事業性評価を過去に実施した地点について、同一事業者が、事業性評価に必要であり、まだ実施していない調査及び設計を行う場合は、補助事業として実施可能とあるが、流量調査、地質調査、地形測量などで場所を変えて実施することは可能か？（例えば、地質調査でボーリング調査の位置を変えて実施する場合）	同一事業者が、関連する補助事業で同一の地点で同一の調査項目を調査済みの場合は、今回の調査の必要性を説明する資料を提出いただきます。

8	申請した年度内に、流量調査が完了しない計画の事業申請は認められるか？（流量調査は事業完了後に継続して実施する予定）	流量調査が完了しない事業でも認められます。ただし次の点を考慮下さい。 ① 補助対象期間内に実施する流量調査の内容（実施期間等）を明確にし、それを完了させる必要があります。 ② 流量調査は途中であっても事業性評価は実施する必要があります。
9	① 計画として2つの地点があるが、2つの地点の比較として調査を実施することは可能か？ ② 1地点において、2つの案（例えば鉄管ルートが複数案あるような場合）がある場合の比較検討する調査は認められるか？	複数の地点や案を比較する場合は、それぞれの地点や案について調査を行う事業計画を立てた上で、比較検討することは認められます。
10	申請者は、「自ら事業を行う民間事業者等及び地方公共団体」である必要があると記載されているが、発電所運営時に、申請者を含めたSPC等の別の団体を設立する具体的計画がある場合、申請者は申請可能か？	次の事項を満たす場合、申請可能です。 ① 申請者がそのSPC等の別の団体の主たる構成メンバーであること。 ② 申請時にその旨を確約する書面を提出すること。
11	申請に当たり、漁業協同組合に対して調査の同意が得られていることが必要だが、漁業協同組合がない場合はどうしたらよいか？ また、近隣に地域住民が住んでいない場合はどうしたらよいか？	漁協がない場合は、ないことを確認したことを示す資料を提出して下さい。 近隣に地域住民が住んでいない場合は、住んでいないことを確認した議事録やそれが確認できる地図等の資料を提出して下さい。
12	調査許可の見通し、水利権・漁協・所有者・地域住民に対する見通しは、全て交付申請時点で全て必要か？	河川管理者、漁協、地権者、既設設備の管理者/所有者等に対して、実施する調査に必要な調査許可は得ておく必要があります。 地域住民に対しては、調査を実施することを説明している必要があります。 水利権の取得、地権者に対する借用/譲渡の確認、及び漁協に対する発電所建設に向けた許可の取得等は必要ありませんが、発電所建設に対して反対意見がないことの確認は必要です。

13	流況や発電概要が不明であっても申請は可能か？	事業性評価調査を実施する場合は、事業性の有無を判断する必要があるため、近傍の測水所のデータを利用するなどして、水力発電の基本的概要の見通しが事前につけてあることが必要です。 ポテンシャル調査においては、流況や発電概要が不明で合っても申請は可能ですが、事前調査・検討を実施している場合にはその内容を申請書に記載の上、提出してください。
----	------------------------	---

＜人件費＞

No.	Q	A
1	業務日誌の管理責任者の印鑑は誰が押印するか？	日常、業務内容と従事時間を確認できる責任者が押印してください。
2	タイムカードは無いが問題はないのか？	会社で定めている出勤簿等を用意ください。
3	本事業に専従しているので、タイムカードがあれば業務日誌を作成しなくても良いのではないのか？	タイムカード（出勤簿等）とは別に、必ず具体的な業務内容を記載した業務日誌を作成してください。

① PFI 要件事業、②自治体連携事業、③民間事業者等単独事業 共通

<申請方法>

No.	Q	A
1	J グランツとは何ですか？	経済産業省が事業者の皆様における補助金申請の手続きを効率化するため開発した、補助金申請システムです。 J グランツ（jGrants）を使用して交付申請をする場合には、次の URL にアクセスしてください。 URL : https://www.jgrants-portal.go.jp/
2	J グランツの利用方法を教えてください。	J グランツ（jGrants）の利用方法については、J グランツのHPの「申請の流れ」（※）を参照してください。 ※…https://www.jgrants-portal.go.jp/request-flow なお、J グランツに関するよくあるご質問に対する回答等は、次の URL にアクセスしてください。 URL : https://www.jgrants-portal.go.jp/faq
3	G ビス I D とは何ですか？	G ビス I D（gBizID）は、1つのアカウントで補助金申請のみならず、企業の社会保険手続や各種中小企業向けの支援手続等でも活用可能となっています。今後も利用可能な手続を拡大予定です。詳しくは次の URL にアクセスしてください。 URL: https://gbiz-id.go.jp/top/ なお、G ビズ I D では、審査を行わず発行するアカウント（gBizID エントリー）及び審査を行ない発行するアカウント（gBizID プライム）の2系統があり、補助金申請手続きには、gBizID プライムのアカウントが必要です。
4	補助金交付申請書を郵送で送付してもいいですか？	電子申請（補助金システム J グランツ）により申請を受け付けます。 なお、やむを得ない事情がある場合に限り、電子メールでの申請を受け付けますが、事前に財団にご連絡ください。

5	複数年度事業において、初年度に申請すれば次年度以降も補助事業を実施することは可能か？	年度毎に交付申請が必要となります。
6	」グランツによる申請を実施する際に、申請締め切り日の締切時刻（17：00）を過ぎての申請は可能か？ また、申請途中で締切時刻を過ぎてしまった場合はどうなるのか？	」グランツによる申請を実施する場合、締切時刻以降の申請はできません。 申請の最後の操作（「申請する」のボタンの押下）を締切時刻の前に実施する必要があります。 締切時刻前に申請操作を始めても、「申請する」のボタンの押下が締切時刻以降になると、エラーとなり申請できません。

① PFI 要件事業、② 自治体連携事業、③ 民間事業者等単独事業 共通

<事業要件>

No.	Q	A
1	発電出力は、四捨五入にて50kW以上30,000kW未満となることでも良いか？	四捨五入は認められません。
2	農業用水路などの既存水路で有望な地点を調査する場合も補助対象となるか？	取水予定場所等は、河川だけでなく、農業用水・工業用水・上下水道等であっても補助対象となります。
3	河川の水生生物調査は補助対象となるのか？	当該補助事業の要件に、「調査の内容が、ポテンシャル調査・事業性評価を行う上で必要不可欠なものであること」とありますので、計画している調査が、ポテンシャル調査・事業性評価を行う上で、必要かつ不可欠であることをご説明頂いた上での判断となります。
4	当該補助事業の要件として「ポテンシャル調査・事業性評価を実施する水力発電設備の発電出力が、50kW以上30,000kW未満を見込むこと。」とあるが、ポテンシャル調査・事業性評価の結果、発電出力が50kW未満になった場合、補助金は交付されるのか？	申請者において、当該範囲であることを見込む地点を調査してください。 申請時に適切に当該範囲内であることを見込んでいれば、ポテンシャル調査・事業性評価の結果、発電出力が50kW未満となった場合でも補助対象となり得ます。
5	補助対象経費とする外注費の支払についてだが、当社の社内ルールは「検収月末締め、翌月末払込」となっているため、検収を2月に行なうと、振込みが完了するのは翌3月末となるが認められるか？	当該年度の補助事業は、調査等の完了及び補助事業者における支出義務額の支出完了をもって事業の完了となるため、3月の支払完了は認められません。

6	当該補助事業で補助を受け、さらに、県の補助金を受けることは可能か？	次のとおりであれば、補助対象とすることは可能です。 補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう）を含めないこと（ただし、法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められていることが証明できるものを除く）。
7	事業決定後の詳細設計は補助対象となるか？	詳細設計は補助対象外となります。
8	過去に他の省庁などから補助を受けて水力発電の事業化の可能性を検討した地点であっても補助対象となるか？	過去に他の省庁などから補助を受けて調査した地点の場合は、今回、調査する必要性を説明する資料を提出いただきます。
9	年度を跨いで流量調査を実施するため、複数年度事業として申請したいが、何か制約はあるか？	当該年度事業の完了日から翌年度の事業の交付決定日までの期間の業務は補助対象外となります。 なお、調査を複数年度契約で行う場合、補助対象期間と補助対象外期間の発注は別契約としてください。 また、その他の複数年度事業で事業を実施する場合の注意点は、公募要領の「1－3 複数年度事業について」をご確認下さい。
10	再生可能エネルギーのFIT制度・FIP制度による売電を想定した事業であっても補助対象となるか？	補助対象となります。 但し、③民間事業者等単独事業の場合は申請者は自ら水力発電事業を実施することが条件となります。

1 1	流量調査以外の業務（基本設計、地質調査、地形測量等）を複数年度に分けて実施することは可能か？	複数年度に分けて実施する業務に重複があることは認められません。従って重複が無いように業務が分けられていれば、認められます。 よってこの場合、分割した業務の間に重複がないことを明確に示していただく必要があります。 （注１）：１年目に実施した内容を２年目以降に調査の結果に応じてフォローアップするような業務は重複があると見なされるため、認められません。また、１年目に概略設計を実施して２年目以降にさらに詳細な基本設計を実施するような場合も認められません。 （注２）：重複があるかないかの確認は実績報告書で確認することになります。その際に重複があると判断される場合、その調査業務は補助対象外になる可能性があることに留意して下さい。 なお、複数年度事業で事業を実施する場合の注意点については、９項に記載の内容と同様です。
1 2	単年度事業で申請をし、調査の途中で２ヵ年事業に変更することは可能か？	認められません。
1 3	申請時点で調査内容が明確になっておらず、交付決定後に仕様を明確にして入札をすることはできるか？	ポテンシャル調査・事業性評価に必要な調査を実施することが条件となるため、交付申請時点にて調査する内容を明確にしておく必要があります。

14	概略設計、基本設計、詳細設計（実施設計）の違いを教えてください。	次のとおりです。 ○概略設計…地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案または最適案を提案するもの ○基本設計…実測図又は空中写真図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等の成果品及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的、経済的な側面からの評価、検討を加え、最適案を選定した上で、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、計画概要書、概略数量計算書、概算工事費等を作成するもの ○詳細設計（実施設計）…実測平面図（空中写真図を含む）、縦横断面図、基本設計等の成果品、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するもの
15	ポテンシャル調査とはどのような調査を指すのか？	ポテンシャル調査とは、開発地点の発掘のための調査であり、開発地点の発電規模や周囲環境を捉え、コストへの影響等のリスクを抽出し、水力発電地点としての可能性の判断を行うものであり、事業性評価の前段階の位置づけで実施されます。

①PFI 要件事業、②自治体連携事業、③民間事業者等単独事業 共通

<補助対象経費>

No.	Q	A
1	複数年に渡った事業をしたいが、どのように申請すればよいのか？	年度単位で出来高払いとして申請してください。
2	電力会社へのアクセス検討費用は、補助対象となるか？	補助対象外となります。
3	流量調査を計画しているが、水位計の購入費用は補助対象となるか？	補助対象外となります。 ただし、水位計をリースで調達される場合は、補助対象とすることは出来ます。

4	発電機器のモデルを制作して、検証試験を実施する費用（モデルの制作費用、検証試験の実施費用）は、補助対象となるのか？	補助対象にはなりません。
5	専門家招へい費とはどのような業務の費用か？	・ポテンシャル調査・事業性評価に必要な体制強化や機運醸成に資する専門家招へいのために直接要する経費を指します。 ・具体的には、本事業を進めるために必要なアドバイスやサポートをする人に対する費用を指します。
6	会議運営費とはどのような費用か？	・ポテンシャル調査・事業性評価に必要な体制強化や地域理解の醸成等に資する会議運営のために直接要する経費です。 ・具体的には、事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料、茶菓料（お茶代）等）となります。

①PFI 要件事業、②自治体連携事業、③民間事業者等単独事業 共通

<補助金交付申請書及び添付書類>

No.	Q	A
1	別紙4の事業経費の配分の積算根拠として提出する参考見積書は、総額が記載されていればいいのか？ 内訳書や積算基準を記したものも必要になるのか？	内訳及びその根拠は、必要です。 さらに、見積依頼時の仕様書もご提出ください。
2	役員名簿については役員全員の氏名・生年月日の記載が必要でしょうか？	原則、必要です。 申請時点での役員全員（法人である場合は取締役、会計参与及び監査役等、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者）を、添付資料5の様式に合わせて記載してください。
3	添付資料2として登記簿（履歴事項全部証明書の原本）と記載してあることから、登記簿（履歴事項全部証明書）の原本を財団宛に送付する必要があるということか？	必要となります。ただし、申請者が地方公共団体の場合は提出不要となります。

4	申請書の「別紙2 実施計画書」の”3.(2) (a) 事業性評価地点 “の “・住所について” だが、調査対象となる調査場所全ての住所を記載する必要があるのか？	当該補助金申請で計画されている補助対象となる調査等の実施場所をすべて記載してください。
5	申請書の「別紙2 実施計画書」の”3.(3)発電計画の概要”や申請概要表の「発電計画の規模等」に記載する発電出力は、「〇〇kW以上□□kW以下」のような表記でもいいか？	「〇〇kW以上□□kW以下」のような表記ではなく、想定している水力発電所の発電出力を記載してください。
6	提出書類の中に、財務諸表（貸借対照表、収支計算書）とあるが、市町村においては何をさすのか？	申請者が事業を行うための事業基盤を有していることを確認するためのもので、貸借対照表等を作っていないければ、それに代わる決算書等のご提出でも結構です。
7	申請書の「別紙2 実施計画書」の”3.(2) (a) 事業性評価地点 “に事業場所の”住所 “と”地目と区画指定状況”を記載する項目があるが、調査対象エリアすべての住所等の記載が必要か？	申請される補助事業で調査対象となる全ての場所の住所と、土地の地目等を記載してください。 なお、記載内容としてボリュームがある場合、例えば、別紙にまとめ、別紙2では、添付資料〇参照という形で結構です。
8	申請書の「別紙2 実施計画書」の”3.(2) (a) 事業性評価地点 “は、発電所の設置予定場所という理解でいいか？	事業性評価地点は、補助事業で計画している調査場所となります。 もし、複数の調査（例えば流況調査、地質調査（ボーリング調査）、地形測量等）を実施する場合には、それぞれの調査予定場所の住所、所有者、調査許可の取得状況、地目等を記載して頂くことになります。
9	会社・団体概要は、法人の概要を記載しているホームページ画面を印刷したものでもいいか？	結構です。
10	現地写真（添付資料4（①PFI 要件事業）／添付資料7（②自治体連携事業、③民間事業者等単独事業））の提出は必須か？	事業性評価調査を実施する場合は必須です。 ポテンシャル調査を実施する場合は必須ではありませんが、事前に事業実施場所を現地確認等された等で現地写真があれば、ご提出して下さい。 なお、現地写真をご提出の際は、次のご協力をお願いします。 ・写真の撮影日が判る。 ・調査場所及びその周辺の写真である。 （各写真のキャプション（説明文）も記載） ・各写真の撮影場所や撮影方向が明確になるようにした資料も添付。 ・既設設備を使用、流用する場合には、その既設設備の写真を添付。

11	流況、使用水量、有効落差、総合効率、発電出力の算定についての根拠資料（添付資料5（①PFI 要件事業）／添付資料8（②自治体連携事業、③民間事業者等単独事業））の提出は必須か？	事業性評価調査を実施する場合は必須です。 ポテンシャル調査を実施する場合は必須ではありませんが、別紙2に、流況、使用水量、有効落差、総合効率、発電出力を記載した場合に、添付資料5／添付資料8にその算定根拠が記載されている場合は、事前調査・検討を実施した地点とみなされ、審査時の加点要素となります。
----	---	--

① PFI 要件事業、②自治体連携事業、③民間事業者等単独事業 共通

＜見積・契約・発注＞

No.	Q	A
1	交付決定前で見積依頼は可能か？	交付決定前でも可能です。ただし、契約締結は交付決定後として下さい。
2	複数社に対し相見積依頼をしたが、結果1社しか応札が無い場合は、問題無いか？	原則、見積条件を複数社が応札できる見積合わせの実施ができるように工夫してください。
3	複数年に渡って契約してもよいのか？	契約は可能です。ただし、初年度に届け出てください。 ただし、補助対象の調査等の契約は、補助対象期間内の期限の契約としてください。
4	概略設計業務等を既に発注しているが、今年度の基本計画と継続性が高いことから、「随意契約」を検討している。 理由が明確であっても、随意契約では補助対象にならないのか？	外注先は、申請者の規程、基準等に基づき相見積・競争入札を実施し決定してください。なお、相見積を取っていない場合、又は、最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を整備してください。
5	2ヵ年の複数年度事業で事業を計画しているが、外注先が初年度と次年度で変わることは問題あるか？	複数年度事業で、初年度と次年度の外注先が変わることは問題ありません。 ただし、それぞれの年度の発注・契約（入札される場合は、入札日も）は、財団から交付決定通知を受けた日以降に行ってください。
6	複数年度事業で、調査実施年度のスケジュールの変更は可能か？	必ず、事前に計画変更承認申請を行い、承認を受けて下さい。調査実施年度スケジュールの変更は可能です。 ただしその場合、各年度の補助金額は、当該補助事業の初年度採択時の金額が上限値となっているため、その金額を超えることはできません。

7	申請時に提出する参考見積は複数社分必要か？	申請時の参考見積は1社のみで結構です。
8	事業完了予定日までに検収を終え、実績報告書を提出した後で、支払いを実施することは可能か？	調査等が完了し、全ての支払いが完了した時点で事業完了となります。従って、事業完了日は全ての支払いが完了する日にする必要があります。
9	調査業務を、事業完了予定日以降も実施することは可能か？	事業完了は、調査等が完了し、全ての支払いが完了した時点となります。従って、調査業務は事業完了までに完了する必要があります。
10	入札の実施にて金額が増額になった場合、または仕様変更にて、金額が増額になった場合には補助金額は増額となるのか？	何らかの理由により補助対象経費が増額となっても、交付決定金額の増額は認められません。また、複数年事業において、2年目以降の交付決定金額は、初年度の申請額が上限額となり、増額は認められません。
11	相見積、競争入札を実施する際に、交付申請時の調査内容から変更して実施できるか？	相見積、競争入札を実施する前に、必ず調査内容の変更に関する計画変更承認申請を行い承認を受けた後に、相見積、競争入札を実施して下さい。
12	専門家招へい業務の契約形態は、請負ではなく委託でもよい。委託でもよい場合、相見積を実施する必要はあるか？	専門家招へい業務は委託契約でも可です。その際の見積の契約形態については、地方公共団体様の場合は申請者の規程、規準に従って実施して下さい。民間事業者様の場合は連携する地方公共団体様の規程、規準に従って実施して下さい。
13	会議運営費の費用としては、会場借料、機材借料、茶菓料（お茶代）等とあるが、飲食費としてはどこまで認められるか？	経理処理については、「補助事業事務処理マニュアル（令和4年6月）」の「5. 会議費・謝金に関する経費処理」を事前にご確認ください。

①PFI 要件事業、②自治体連携事業、③民間事業者等単独事業 共通

<実績報告書、事業性評価報告書>

No.	Q	A
1	支出のあった全ての金額が個別にわかる資料を添付する必要があるのか？	必要になります。採択された補助事業者に対して事務取扱に関する説明会を開催し、実績報告書の作成方法等を説明いたします。

2	事業性評価報告書は、求めに応じて閲覧可能となるが、公表が出来ない部分がある場合はどうしたら良いか？	公表が出来ない部分を修正・削除した公開版の事業性評価報告書を、非公開版と併せて提出して下さい。 閲覧の希望が有った場合は、公開版のみ閲覧を許可することとします。
3	事業性評価報告書を非公開にすることは可能か？ 可能な場合、全てを非公開にすることはできるか？	原則として事業性評価報告書は、求めに応じて閲覧可能とします。 但し、やむを得ない理由で、事業性評価報告書の一部を公開できない場合は、公表ができない部分を修正・削除した公開版の事業性評価報告書を、無修正の非公開版と併せて提出いただくことが必須となります。 また、事業性評価報告書の要約版を提出いただく必要があり、これは財団ホームページに公開されます。
4	複数年度事業における事業性評価報告書は、最終年度のみに提出すればよいのか？	事業性評価報告書は、年度毎に提出する必要があります。

以 上